

保護者の皆様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません）。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、必ず以下の「治癒証明書（学校感染症による出席停止解除証明）」を担任へご提出ください。

* 病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

治癒証明書（学校感染症による出席停止解除証明）

東京都立板橋有徳高等学校長 殿

_____年_____組 氏名_____

下記の疾患について、_____月_____日に医師の診断を受けました。

このため、_____月_____日から_____月_____日まで出席停止となっていましたが、登校許可ができましたのでご連絡します。

病 名：_____

インフルエンザの場合はこちらをご記入ください

発症・発熱した日……………（_____月_____日）

解熱した日……………（_____月_____日）

インフルエンザ：発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでが出席停止期間です ★発症（発熱）した日を0日とする

新型コロナウイルス感染症の場合はこちらをご記入ください

発症・発熱した日……………（_____月_____日）

解熱・症状が軽快した日…（_____月_____日）

新型コロナウイルス感染症：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでが出席停止期間です

★発症（発熱）した日を0日とする

受診した医療機関名：_____

医療機関の電話番号：_____

_____年_____月_____日

保護者名_____ 印